

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県桶川市大字小針領家字堤内九百六十番二の一部、九百六十一番の一部、九百六十二番の一部、九百九十番三の一部、千三百十一番三の一部、千三百十一番四の一部、千三百十一番九の一部、千三百十一番十一の一部、千三百十一番十二の一部、千三百二十五番二の一部、千三百二十五番六の一部、千三百四十二番の一部、千三百四十五番の一部、千三百四十六番、千三百四十七番の一部、千三百四十八番の一部、千三百四十九番の一部、千三百五十番の一部、千三百五十六番二の一部、千三百七十番二の一部、千三百七十六番の一部、千三百七十七番の一部、千三百七十九番の一部、千三百八十番の一部、千三百八十一番の一部、千三百八十二番の一部、千三百八十四番の一部、千三百八十五番の一部、千三百八十六番の一部、千三百八十七番の一部、千三百八十八番の一部、千三百九十二番の一部、千三百九十三番の一部、千三百九十三番三の一部、千三百九十三番四の一部、千四百二番三の一部、千四百二番六の一部、千四百十二番の一部、千四百十三番の一部、千四百十四番の一部、千四百十四番三の一部、千四百十五番の一部、千四百十六番の一部、千四百十七番の一部、千四百十八番の一部、千四百十九番の一部、千四百二十番の一部、千四百二十五番四の一部、千四百三十三番の一部、千四百三十四番の一部、千四百三十五番の一部、千四百三十六番の一部、千四百三十七番の一部、千四百三十七番三の一部、千四百三十八番の一部、千四百三十九番の一部、千四百四十番の一部、千六百三十三番一の一部、千六百三十四番一の一部）

### 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

### 三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

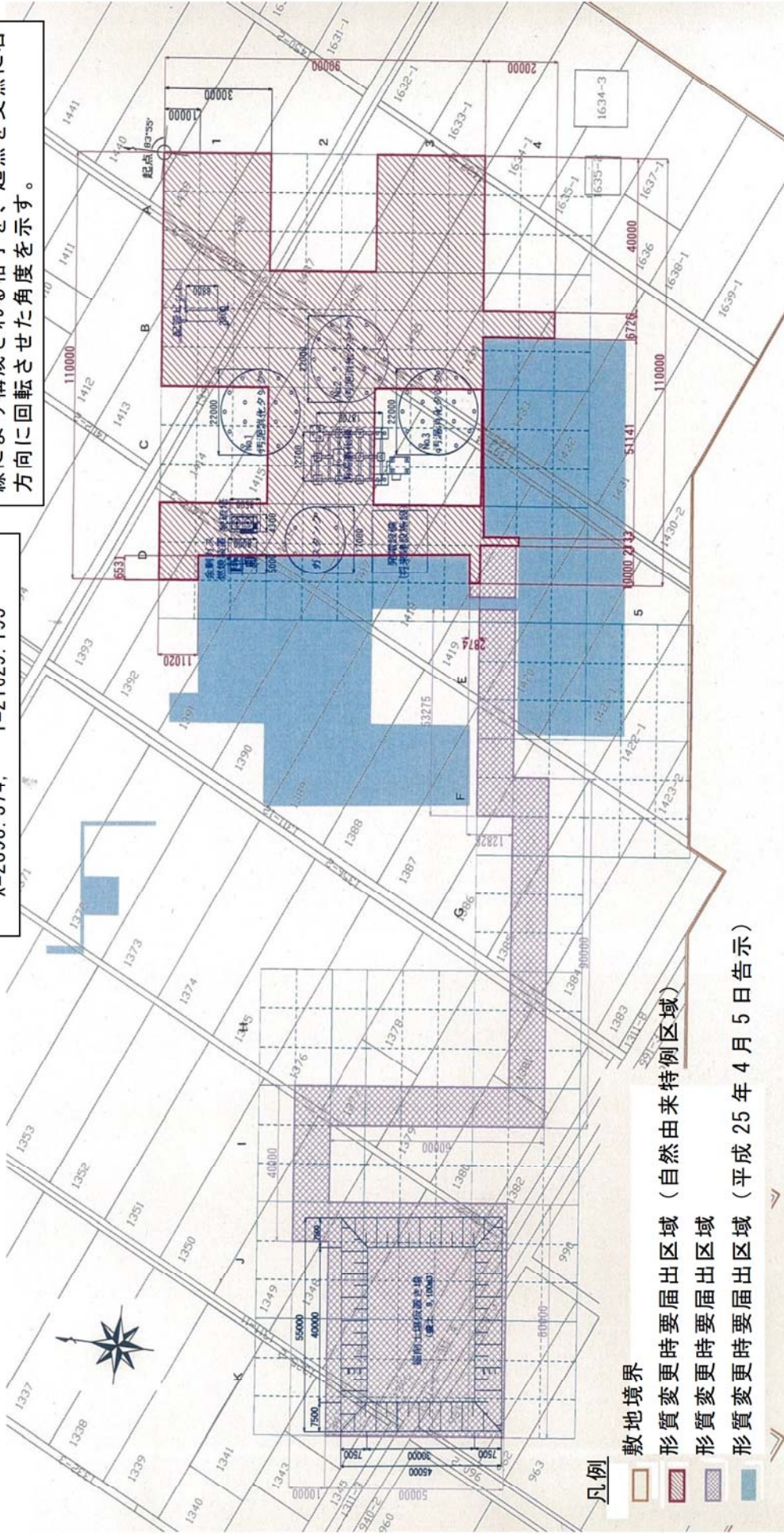
別図のとおり（埼玉県桶川市大字小針領家字堤内千三百二十五番六の一部、千三百九十二番の一部、千三百九十三番の一部、千三百九十三番三の一部、千三百

九十三番四の一部、千四百二番三の一部、千四百二番六の一部、千四百十二番の一部、千四百十三番の一部、千四百十四番の一部、千四百十四番三の一部、千四百十五番の一部、千四百十六番の一部、千四百十七番の一部、千四百十八番の一部、千四百十九番の一部、千四百二十五番四の一部、千四百三十三番の一部、千四百三十四番の一部、千四百三十五番の一部、千四百三十六番の一部、千四百三十七番の一部、千四百三十七番三の一部、千四百三十八番の一部、千四百三十九番の一部、千四百四十番の一部、千六百三十三番一の一部、千六百三十四番一の一部)

別図

起点  
 起点は、桶川市大字小針領家字堤内  
 1440番地内の座標（世界測地系）  
 X=2898.374, Y=21629.195

格子の回転角度 83度55分  
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた  
 線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた  
 線により構成される格子を、起点を支点に右  
 方向に回転させた角度を示す。



凡例

- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域 (自然由来特例区域)
- 形質変更時要届出区域
- 形質変更時要届出区域 (平成25年4月5日告示)